

3月7日の本会議において、総務常任委員会に付託を受けました議案第1号、議案第3号から議案第5号、議案第14号、議案第31号、議案第32号及び議案第34号の8議案について、3月14日に開催しました委員会の審査結果を報告します。

主な質疑は次のとおりです。

議案第1号では、使用目的に大型事業実施に向けた資金確保の基金とあるがとの質疑に対して、森林環境事業であり使用目的は制限されているとの答弁でした。

人材育成・担い手の確保についての手段や方法はあるのかとの質疑に対して、これまでも緑の少年団事業などを通じて、将来の担い手となることを願い子ども頃から森に親しんで、木と繋がりを持ってもらっているとの答弁でした。

県との連携はあるのかとの質疑に対して、将来は国、県、市が一体となり森を守っていかなければならない事業であるとの答弁でした。

議案第3号では、資格基準に該当する職員はいるのかとの質疑に対して、資格者としてリサイクルプラザに2名、放課後児童支援員は学童保育所で公設9カ所、民間1カ所の計10カ所の各施設1～2名配置されているとの答弁でした。

議案第4号では、超過勤務命令が月平均45時間を分散してもよいのかとの質疑に対して、年間の上限は360時間で、月45時間を超える月が6カ月以内と規定されているとの答弁でした。

年間360時間以上、720時間以上の職員はいるのかとの質疑に対して、360時間以上の職員は54人、720時間以上の職員は3名であるとの答弁でした。

健康でなければよい仕事ができないのではないのかとの質疑に対して、毎週水曜日はノー残業デーを推進しているとの答弁でした。

議案第5号では、地方税法第343条第9項の規定に基づき、今回改正となる家屋の付帯設備について、テナントの付帯設備への課税かとの質疑に対して、テナントのみに限らず、家屋の所有者以外の者が、事業の用に供するために施工した家屋と構造上一体となった付帯設備への課税であるとの答弁でした。

付帯設備の調査はどのようにするのかとの質疑に対して、家屋の評価のため市内を巡回調査しており、家屋の構造上一体となる大きな付帯設備の確認は可能であり、また、家屋の評価を行う際に家屋の所有者に聞き取りするが、付帯設備は償却資産であり課税標準額の合計150万円以上が対象であるとの答弁でした。

軽自動車税の減免対象者についての質疑に対しては、今回の本人運転の適用となる対象者はいないとの答弁でした。

議案第 14 号では、湖南省の消防団員の現状についての質疑に対して、年々入団者より退団者が多い傾向にあり、現在定員 300 人に対して 288 人の団員であるとの答弁でした。

議案第 31 号では、指定管理期間が 2 年となっている理由についての質疑に対して、「ここぴあ」との指定管理期間に合わせ、「みらい公園湖南」で一体的なものとして運営していきたいとの答弁でした。

この指定管理者は造園業をしているが、レストラン事業は可能かとの質疑に対して、新規にシェフを雇い、食材は地産地消を主とし、友好交流姉妹都市である比布町・北栄町・瑞浪市・室戸市・東洋町等の食材を活用した料理で運営するとの答弁でした。

議案第 32 号では、CT 装置の保証期間等についての質疑に対して、保証期間は 1 年で、10 年間の保守契約であるとの答弁でした。

CT 装置は高価な機器なので下取りはないのかとの質疑に対して、下取りはないが放射線を使用する機器のため届出が必要となり、再使用はないとの答弁でした。

議案第 34 号では、特段の質疑はありませんでした。

各議案とも討論はなく、採決の結果、議案第 1 号湖南省森林等整備基金条例の制定について、議案第 3 号学校教育法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について、議案第 4 号湖南省職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議案第 5 号湖南省税条例の一部を改正する条例の制定について、議案第 14 号湖南省消防団の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議案第 31 号指定管理者の指定について、議案第 32 号財産の取得について及び議案第 34 号滋賀県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体数の減少および滋賀県市町村職員退職手当組合同約の変更に関する協議につき議決を求めることについての 8 議案については、いずれも全員賛成で原案どおり可決すべきものと決定しました。